

○飛騨市建設工事等級表

(飛騨市競争入札参加者資格審査要綱 (平成 16 年訓令第 44 号より抜粋))

第 2 条 競争入札に加わろうとする者は、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。)第 167 条の 4 の規定に抵触しない者であつて、建設工事にあつては、建設業法第 3 条の規定による許可及び同法第 27 条の 23 の規定による経営事項の審査を受けなければならない。ただし、建設業法第 27 条の 23 に規定する経営事項審査にあつては、市長が特に必要がないと認める場合は、この限りでない。

2 建設工事の競争入札に参加することができる者は、別表に掲げる設計金額に応じ、それぞれ区分された契約の等級に対応する等級に格付けされた者とし、当該等級の格付けは、次に掲げる事項を審査して行う。ただし、契約の内容によりこの区分を設けることが適当でないときと認められるときは、この限りでない。

- (1) 工事の種類別年間完成高(直前 2 年の各営業年度における平均完成工事高)
- (2) 経営規模(自己資本額、職員の数)
- (3) 営業年数
- (4) その他市長が必要と認める事項

別表(第2条関係)

工事の種類	等級格付	工事費	客観点数
土木	A	2,000万円以上	850点以上
	B	800万円以上～2,000万円未満	700点以上～849点以下
	C	800万円未満	699点以下
建築	A	2,000万円以上	780点以上
	B	800万円以上～2,000万円未満	680点以上～779点以下
	C	800万円未満	679点以下
電気	A	600万円以上	700点以上
	B	200万円以上～600万円未満	640点以上～699点以下
	C	200万円未満	639点以下
管・水道	A	1,000万円以上	700点以上
	B	200万円以上～1,000万円未満	640点以上～699点以下
	C	200万円未満	639点以下
舗装	A	1,000万円以上	客観点数による区別なし
	B	500万円以上～1,000万円未満	
	C	500万円未満	